

議案第九号

港区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年十一月二十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の旅費に関する条例（昭和二十六年港区条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一特別区の区域内の部千葉県の項中「、東葛飾郡沼南町」を削り、同部埼玉県の項中「、鳩ヶ谷市」を削り、同表備考中「平成十四年三月一日」を「平成二十五年十一月一日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

東葛飾郡沼南町の柏市への編入及び鳩ヶ谷市の川口市への編入に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。